

ID: 134

担当部署: 保健課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町保健センター条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第116号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第7条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日